

事 務 連 絡
令和3年11月5日

介護サービス事業所・施設 御中

岡山県保健福祉部長寿社会課

介護分野における感染防止対策の継続支援について

このことについては、令和3年9月28日付けの介護保険最新情報 Vol.1011 で、既に御承知のことと思いますが、新型コロナウイルス感染症に対応するための介護報酬の上乗せは、令和3年9月末までとし、10月以降の措置は、国が別紙のとおり取りまとめております。

本県においても、事業実施に向けての検討を行っており、現時点では具体的な手続き等をお示しすることはできませんが、下記の点に御留意いただき、引き続きの感染防止対策を徹底いただきますようよろしくお願いいたします。

【留意点】

- 対象経費は、令和3年10月から12月末までの衛生用品（マスク、手袋、消毒液などの消耗品）、パーテーション、パルスオキシメーターの購入経費となります。
- 基準単価（上限額）は、事業種別・規模等により別紙【別添4】となります。
- 申請にあたり領収書等の添付は不要となる見込みですが、事業所において適切な保管が必要です。
- 病院、薬局等においては、診療報酬などの上乗せに換わり導入された「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」の交付と重複しての申請はできません。
- 感染防止対策の継続支援として行われる予定の、障害福祉サービスに係る補助金と介護サービスに係る補助金についても重複して申請はできません。
- 申請受付は、12月下旬を想定しております。また、詳細が決まり次第、改めてお知らせいたします。

<問い合わせ先>

岡山県保健福祉部長寿社会課 介護保険推進班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL：086-226-7324

E-mail: choju-kaigo@pref.okayama.lg.jp